

発注仕様書

1 委託業務番号 令和7年度第317号

2 委託業務名称 資源ごみ（ダンボール等）の収集及び運搬業務

3 目的

資源ごみ（ダンボール等）の収集及び運搬業務の履行にあたっては、本仕様書に従って実施するものとする。

4 業務概要

湖北広域行政事務センター（以下「センター」という。）が指定する地域（長浜市（木之本・余呉・西浅井地域を除く。）及び米原市）において排出されるダンボール及び雑誌・チラシ類（以下「資源ごみ（ダンボール等）」という。）を収集し、指定する施設まで運搬する業務を行うものである。

（1）収集量と集積所数の目安

資源ごみの品目	令和6年度収集量	集積所数
ダンボール	約 740 t	700 箇所
雑誌・チラシ類	約 700 t	700 箇所

5 委託業務の履行

本業務を行うにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例ならびに規則等を遵守し、センターの定める一般廃棄物処理計画及び収集計画に従って誠実、完全に業務を履行すること。

なお、センターからの受託業務であることを十分に認識し、住民に対し、親切、丁寧な対応を心がけ、不快となるような言動をとってはならない。

6 委託期間（収集運搬業務履行期間）

令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

なお、受注者が本業務開始までにセンターが指定する地域の集積所、収集ルート等の実地確認に要する費用については、センターは一切、負担しない。

7 委託業務の内容

（1）収集区域は、センターが指定する地域（長浜市（木之本・余呉・西浅井地域除く）及び米原市）とする。

なお、指定する地域内の集積所は、新設や統廃合による増減や道路工事等によって設置場所が移動することがあるため、受注者は、センターの指示に従って収集するも

のとする。

- (2) 収集運搬を実施する日は、原則、月曜日から金曜日とする。

なお、ごみの収集日程表は、令和7年度収集日程表を基本とするが、令和9年度の収集日程表は、令和8年度末までに受注者に提供し、以後、翌年度の収集日程表は、当該年度の前年度末までに提供するものとする。

- (3) 休業日

ア 原則、土曜日及び日曜日。

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。

ウ 年末年始（12月29日から1月3日）。

- (4) 収集運搬車両台数は2台とする。

- (5) 指定する地域に排出される資源ごみ（ダンボール等）については、決められた収集日に必ず全て収集を行うこと。ただし、台風、大雪等の影響により安全な収集業務が実施できないと見込まれる場合は、収集業務を中止等することがあるため、センターの指示する収集計画に従うこと。

- (6) 収集は、午前8時30分から行い、当日の午後4時30分までにセンターが指定する民間事業者の指示した場所に搬入すること。ただし、交通事情等により、やむを得ず上記の時間までに搬入できない場合は、センターに連絡し、対応を協議すること。

なお、センターが整備を進めている、エコパーク湖北（長浜市木尾町1224、令和10年度供用開始予定）への移転ならびに試運転に伴い、ごみの搬入等の試行を行うことがあるので、これに協力すること。

- (7) 計量については、センターが指示する計量方法にて市別及び資源ごみの品目ごとに収集量を計量すること。

- (8) 収集作業中は、周囲の人や車の安全を妨げることのないよう十分に配慮し、収集後は散乱、飛散物の掃除を行い、収集場所の清潔保持に努めること。また、運搬中はホッパドアを閉め、道路等へのごみ等の飛散防止に努めること。

- (9) 業務中は常に交通法規を遵守するとともにセンター施設内では規制速度を厳守すること。

- (10) 委託業務に従事する者は、運転手、収集作業員ともにセンターが各戸へ配布している冊子「こほくる～る」を十分に理解し、適正な分別排出ができていないものがある場合には、必ず収集できない理由を記載したシール（センター支給のイエローカード）を貼付し置いておくこととし、不適正排出物報告書を当日中に提出すること。

- (11) 収集にあたっては、責任者を選任し、円滑・安全な収集に努めること。

- (12) 収集漏れ等があった場合は、直ちに対応し、当日中に収集すること。

8 機材等

本業務に使用する車両については、以下の事項を遵守すること。

- (1) ごみ収集車については、常用車両2台用意すること。また、故障等の不測の事態が生じた場合に対応が可能な代替車を常用車両とは別に1台以上用意すること。

なお、乗用車両はセンターが指定する色（青色系）に塗装することとし、代替車も指定する色への塗装に努めること。

（参考：令和7年度業務で使用している常用車両は、塵芥車2台）

- (2) 車両は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項第1号イの基準を満たし、本業務を履行できるごみ収集車とし、事前にセンターに届け出て承認を受けること。
- (3) 車両の使用者名義は受託者名であること。（ただし、賃借等の場合は契約期間中、車両を使用する権原を有することを証する書類を提出すること）
- (4) 車両は定期的に十分な点検、整備を行うこと。
- (5) 車両はセンターの業務以外に使用することは認めない。ただし、災害時等センターが認めた場合はこの限りではない。
- (6) 車検、修理等のため、センターの承認を受けた車両以外の車両を使用する場合は、事前にセンターに届け出て承認を受けること。
- (7) 本業務に使用する車両は、受託者の負担により、対人及び対物賠償金額無制限の自動車保険に加入すること。
- (8) センターから貸与されている計量カードの取扱いには十分注意を払い、紛失やき損による再発行については実費を負担すること。

9 業務従事者等

- (1) 本業務に従事する者は、収集車両1台につき運転手、収集作業員合わせて2名とすること。ただし、感染症等の影響のため、やむを得ない場合に限り必要最低限度の期間中1名乗車も可とするが必ず事前にセンターに報告すること。
- (2) 収集車両1台に同乗する2名のうち1名は、ごみ収集運搬業務に1年以上従事した経験を有する者とする。
- (3) 業務従事者の勤務態度、業務履行状況が不良であると認められる場合は、センターが業務従事者の変更を受託者に指示できるものとする。
- (4) 本業務に従事する者をあらかじめセンターに届け出ること。また、変更等ある場合は10日以内に届け出ること。

10 業務履行における注意及び義務

- (1) 業務従事者に対し、以下に定める研修、教育、指導を行わなければならない。
 - ア 業務の開始日から直ちに適正に業務を履行できるよう、事前に業務従事者に対し十分な研修等を行うこと。なお、その費用については、受託者の負担とする。
 - イ 適正に業務を行うため、また交通事故、労働災害等を防止するために、業務従事者に対し、次に掲げる項目の十分な研修等を行ったうえ、本業務に従事させること。
 - ①安全運転に関すること。
 - ②安全作業（機械操作、積込方法、収集場所確認等）に関すること。
 - ③作業内容に関すること。

- ④住民応対マナーに関すること。
 - ⑤センターの分別ルール、ごみの排出方法（冊子こほくる～る）に関すること。
 - ⑥廃棄物処理法、道路交通法、その他関係法令に関すること。
- (2) 上記事項の研修は定期的に行うこと。
- (3) 車両運転業務に従事する者に対しては、業務従事前にアルコール検知器を使用し、酒気を帯びていないことを確認すること。
- (4) 毎年定期的に業務従事者の健康状態を確認するとともに、業務従事時には業務従事者の健康状態を留意し、本業務遂行に支障があると判断される場合には、代替の業務従事者を用意すること。
- (5) 故障、事故等により、当日中に行うべき業務を完了し得ない場合は、速やかに代替車両を使用し、当該業務を完了させること。

11 労務管理

本契約の有効期間中を通じてセンターに提出した業務従事者名簿に記載された者については、対象となる社会保険（健康保険等）に加入し、所定の保険料を納付するものとする。

12 労働安全衛生

本契約の有効期間中を通じてセンターに提出した従業員名簿に記載された者については、定期健康診断を受診させるなど労働安全衛生法及び規則を遵守すること。

13 報告及び提出

前2項に定める労務管理および労働安全衛生に関し、センターから請求があった場合、その遵守状況について直ちに報告すること。また、加入状況を確認できる資料の提出を求められた場合、直ちに応じるものとする。

14 住民応対

- (1) 受託者は、受託業務の効率的実施と業務の公共性を十分に認識し、作業に際しては服装、言葉づかい、態度等において住民の信頼を損なわないよう心がけること。
- (2) 業務従事者は、いかなる理由があっても、住民等から金品その他の物を收受してはならない。
- (3) 住民等から収集業務に関する苦情等を受けたときは、受託者が誠意を持って対応すること。また、対応内容を速やかにセンターに書面にて報告すること。

15 連絡体制

- (1) センターからの緊急連絡や収集作業等に対応できる体制をとり、責任者を届け出ることとする。
- (2) 責任者は、センターからの連絡事項を確実に受け、業務従事者に対し明確な指示ができる体制をとること。

16 資源ごみ等の搬入先

搬入先は、次の施設とする。ただし、搬入先の施設の状況により別の施設への搬入を指定する場合がある。

資源ごみの種類	指定する施設
ダンボール、雑誌・チラシ類	センターが指定する民間事業者の施設 民間事業者に変更がある場合は、センターより受託者に事前連絡する。

17 報告事項

- (1) 交通事故、車両火災等が発生した場合、直ちに救護を行いセンター及び関係機関に報告すること。
- (2) 収集業務中か否かを問わず、大規模な災害等が発生した場合は、避難をはじめとした安全確保を最優先にすること。震度5強以上の地震等、突発的な災害が発生した場合には、業務従事者の安否や車両の被災状況をセンターへ報告すること。安全等が確認できたのち、当日または翌日以降に収集業務を再開する場合においては、指定地域内の道路状況や集積所の破損状況等を可能な限り把握し、センターへ報告すること。
- (3) 労働災害等の事故が発生した場合、速やかにセンターに連絡し、自ら適切な処置を取るとともに、書面にて速やかにセンター及び関係機関に報告すること。
- (4) 每月の収集業務終了後、資源ごみ（ダンボール等）の収集及び運搬業務委託実施状況報告書をセンターに提出すること。
- (5) 住民等から収集業務に関する苦情等を受けたときは、直ちに事実確認を行い、センターに書面にて報告すること。
- (6) 所定の報告のほかに、センターから業務の履行状況について報告を求められた場合は、速やかに報告すること。
- (7) センターは、必要に応じ本業務の履行状況の検査を実施することができるものとする。

18 センターへの報告書について

本業務の履行にあたり必要な報告書等の様式 ((1) ~ (6)) は、契約締結後に受注者に提供するものとする。なお、(2) の業務従事者及び収集車両の届出は本業務開始前のセンターが指示する期日までに提出すること。

- (1) 不適正排出物報告書
- (2) 業務従事者・収集車両等の各種届出（変更届含）
- (3) 資源ごみ（ダンボール等）の収集及び運搬業務委託料請求書
- (4) 資源ごみ（ダンボール等）の収集及び運搬業務委託実施状況報告書
- (5) 資源ごみ（ダンボール等）の収集及び運搬業務委託実施状況内訳書
- (6) その他本業務の管理に必要な報告書

19 損害の負担

業務中に発生した事故、負傷等の損害（第三者に及ぼした損害を含む。）に関して、センターは一切の責任を負わない。

20 業務不履行の際の契約解除

(1) 自己の責任により、収集車両の配置を怠った場合、あるいは収集運搬業務を履行しなかった場合は、センターは受託者に対して、契約を解除することができるものとする。

(2) 次のいずれかに該当するときは、センターは契約を解除することができるものとする。

ア 本仕様書に定める内容を実施していない等の粗雑履行があったとき。

イ 適正な業務の実施を確保していないとき。

ウ センターが業務の是正又は改善を指導したにもかかわらず、これに従わないとき。

21 協議事項

本業務において、業務内容に大きな変更（常用車両の増減等）が生じる場合は、協議のうえ、契約変更手続きを行うものとする。

その他本業務の履行に際して、疑義が生じた場合は適宜調整のうえ協議を行う。

22 その他

(1) 大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負荷の少ない車両の使用に努めること。

(2) 地域貢献や社会貢献に努めること。

令和7年度「資源（ガラス・紙パック）・使用済み乾電池類・空き缶・ペットボトル・発泡スチロール・紙パック」収集日程表

湖北広域行政事務センター ※赤字：曳山祭り対象自治会
※下線：夏中さん対象自治会

	収集区域																									収集区域																											
米原市（近江地域）																									神前東、月見ヶ丘、神前西、御坊東、神前栄、三の宮北、三の宮中、三の宮南、神前上、北門前、米川、一の宮																												
米原市（山東地域）																									八幡中山南、高田東、 高田北 、高田、高田中、高田西、片、南片、宮、十軒、金屋、錦南、 神戸 、伊部、御堂前、グラブルー長浜																												
長久寺、柏原、須川、大野木、清滝、梓、河内、加勢野、志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿																									三ツ矢南 、三ツ矢中東、大通寺、中三ツ矢、東三ツ矢北、東三ツ矢中、東三ツ矢南、三ツ矢新道、京、三ツ矢北																												
堂谷、本郷																									仏光寺、北三越、南三越、北日吉、中日吉、南日吉、三ツ矢新、郡上、相生、北吳服、祝、南吳服東、太手																												
月	4	4	5	5	6	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	3	3	月	4	4	5	5	6	6	6	7	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	3	3	
日	1	15	1	19	2	16	30	14	29	13	27	10	26	10	27	11	26	10	24	15	29	13	2	16	日	2	18	2	20	3	17	1	15	30	14	28	11	29	14	28	12	27	11	25	16	30	16	3	17				
米原市（伊吹地域）																									南船、栄船、船山、南新、上田、中田、下田、田旭、三和、地福寺、柳、平方、内門-長浜、平方南、平方北、四ツ塚																												
米原市（山東地域）																									勝、勝北、大亥戌、下坂中、寺田、田村、高橋、下坂浜、弥高、八幡東、八幡泉、南川、南高田、東高田																												
長岡、万願寺、西山、市場、 ゲイ ・ ガオ 、夫馬、朝日、烏鵲、坂口、村居田、井之口、野一色、小田																									大辰巳、室、永久寺、宮司東、宮司西、小堀、大東、今川																												
間田、天満、本市場、池下、桜ヶ丘、すみれヶ丘、平和台、グリーンタウン坂口、グリーンヒルズあさひ																																																					
月	4	4	5	5	6	6	7	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	2	2	3	3	月	4	4	5	5	6	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3
日	3	17	9	23	6	20	4	18	31	15	29	12	30	17	31	13	28	12	26	19	2	17	6	23	日	4	22	8	22	5	19	3	17	1	18	1	17	1	16	30	14	1	15	6	20	3	18	5	19	24			
長浜市（浅井地域）																									七条東、七条中、七条西、七条新、南小足、小足新、小足北、新栄、日の出、加納、加納新、榎木、南田附東																												
																									南田附西、小堀新、コーコ小堀、春近、石田、堀部、保多、垣籠、東上坂、西上坂、千草東、千草中、千草西																												
																									八条、本庄、本庄新、常喜東、常喜西、常喜新、鳥羽上北、鳥羽上南、名越、布勢、小一条																												
																									加田東、加田西、加田南、加田北、加田今、加田今、ビレッジハウス加田、加田栄																												
月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	月	4	4	5	5	6	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3
日	7	21	7	21	4	18	2	16	4	19	2	16	2	15	29	17	2	16	5	21	4	19	4	18	日	8	23	12	26	9	23	7	23	5	20	3	19	3	20	5	18	3	17	8	22	5	20	9	24				
長浜市（虎姫地域）																									川崎、山階、口分田、保田、今、国友東、国友西、泉、新庄寺、新庄中、新庄馬場、小沢、下之郷東、下之郷中																												
長浜市（高月地域）																									下之郷西、森、相撲、相撲西、 ゲイ 、美浜、緑ヶ浜、上祇園、祇園元、列見、十里、神照東、神照西、北新東、北新西																												
																									北新南、北新北、北新暁、八幡中山、中山、分木、八幡中山栄、十里南新																												
月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	月	4	4	5	5	6	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3	
日	9	24	13	27	10	24	8	24	8	21	4	18	6	21	6	19	4	18	9	23	6	25	10	25	日	10	25	14	28	11	25	9	25	7	22	5	24	7	22	7	20	5	19	14	26	9	26	11	26				
長浜市（湖北地域）																									米原市（米原地域）																												
長浜市（びわ地域）																									10																												
月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	月	4	4	5	5	6	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3	
日	11	28	15	29	12	26	10	22	6	25	8	22	8	23	4	21	9	22	7	27	10	24	12	30	日	14	30	16	30	13	27	11	28	12	26	9	25	9	24	10	25	8	23	13	28	12	27	13	27				

令和7年度「新聞、ダンボール、雑誌、チラシ、古布（古着）」収集日程表

湖北広域行政事務センター ※赤字：曳山祭り対象自治会
※下線：夏中さん対象自治会

		収 集 区 域																				収 集 区 域																																							
		米原市（近江地域）																				南船、栄船、船山、南新、上田、中田、下田、田旭、三和、地福寺、柳、平方、アリコト長浜、平方南、平方北、四ツ塚																																							
		米原市（山東地域）																				勝、勝北、大亥亥、下坂中、寺田、田村、高橋、下坂浜、弥高、八幡東、八幡泉、南川、南高田、東高田																																							
1	長久寺、柏原、須川、大野木、清滝、梓、河内、加勢野、志賀谷、北方、菅江、山室、大鹿 堂谷、本郷																					2	大辰巳、室、永久寺、宮司東、宮司西、小堀、大東、今川																																						
月	4	4	5	5	6	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	3	3	月	4	4	5	5	6	6	7	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	3	3										
日	1	15	1	19	2	16	30	14	29	13	27	10	26	10	27	11	26	10	24	15	29	13	2	16	日	2	18	2	20	3	17	1	15	30	14	28	11	29	14	28	12	27	11	25	16	30	16	3	17												
		米原市（伊吹地域）																				神前東、月見ヶ丘、神前西、御坊東、神前栄、三の宮北、三の宮中、三の宮南、神前上、北門前、米川、一の宮																																							
		米原市（山東地域）																				八幡中山南、高田東、高田北、高田、高田中、高田西、片、南片、宮、十軒、金屋、錦南、辻戸、伊部、御堂前、グラブル長浜																																							
3	長岡、万願寺、西山、市場、ガ行・ルオール、夫馬、朝日、烏鵲、坂口、村居田、井之口、野一色、小田 間田、天満、本市場、池下、桜ヶ丘、すみれヶ丘、平和台、グリーンタウン坂口、グリーンヒルズあさひ																					4	三ツ矢南、三ツ矢中東、大通寺、中三ツ矢、東三ツ矢北、東三ツ矢中、東三ツ矢南、三ツ矢新道、京、三ツ矢北 仏光寺、北三越、南三越、北日吉、中日吉、南日吉、三ツ矢新、郡上、相生、北呉服、祝、南呉服東、太主 南呉服上、南呉服元、南呉服南、殿、公園、公園新、鐘紡町線風苑、豊公園二番館、長浜駅西、大島 横、西本、東本、八幡、永保、箕浦、辯屋、北船東、北船北、北船南																																						
月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	2	2	3	3	月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3											
日	3	17	9	23	6	20	4	18	31	15	29	12	30	17	31	13	28	12	26	19	2	17	6	23	日	4	22	8	22	5	19	3	17	1	18	1	17	1	16	30	14	1	15	6	20	3	18	5	19												
		長浜市（浅井地域）																				6	川崎、山階、口分田、保田、今、国友東、国友西、泉、新庄寺、新庄中、新庄馬場、小沢、下之郷東、下之郷中 下之郷西、森、相撲、相撲西、けい行、美浜、緑ヶ浜、上祇園、祇園元、列観、十里、神照東、神照西、北新東、北新西 北新南、北新北、北新暁、八幡中山、中山、分木、八幡中山栄、十里南新																																						
5																																																													
月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3	月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3										
日	7	21	7	21	4	18	2	16	4	19	2	16	2	15	29	17	2	16	5	21	4	19	4	18	日	8	23	12	26	9	23	7	23	5	20	3	19	3	20	5	18	3	17	8	22	5	20	9	24												
		長浜市（虎姫地域）																				8	七条東、七条中、七条西、七条新、南小足、小足新、小足北、新栄、日の出、加納、加納新、榎木、南田附東 南田附西、小堀新、コーポ小堀、春近、石田、堀部、保多、垣籠、東上坂、西上坂、千草東、千草中、千草西 八条、本庄、本庄新、常喜東、常喜西、常喜新、鳥羽上北、鳥羽上南、名越、布勢、小一条 加田東、加田西、加田南、加田北、加田今、加田新、ビレッジハウス加田、加田栄																																						
7	長浜市（高月地域）																					10	米原市（米原地域）																																						
月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3	月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3										
日	9	24	13	27	10	24	8	24	8	21	4	18	6	21	6	19	4	18	9	23	6	25	10	25	日	10	25	14	28	11	25	9	25	7	22	5	24	7	22	7	20	5	19	14	26	9	26	11	26												
		長浜市（湖北地域）																				10	米原市（米原地域）																																						
9	長浜市（ひわ地域）																					10	米原市（米原地域）																																						
月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3	月	4	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11	12	12	12	1	1	2	2	3	3										
日	11	28	15	29	12	26	10	22	6	25	8	22	8	23	4	21	9	22	7	27	10	24	12	30	日	14	30	16	30	13	27	11	28	12	26	9	25	9	24	10	25	8	23	13	28	12	27	13	27												

令和7年度第317号 資源ごみ(ダンボール等)の収集及び運搬業務 積算基準

款	項	目	備考
人件費	給与	業務職員	長浜市技能職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則に基づく。業務職員1人あたりの年齢は、40歳を設定。
		会計年度任用職員	湖北広域行政事務センター会計年度任用職員の給与に関する規則に基づく、業務職員の有給休暇取得時の予備人員としての設定のため、日額あたりの給与を設定
	扶養手当	業務職員	職員が扶養する子ども1人当たりの支給額。
	特勤手当	業務・会計年度任用職員	湖北広域行政事務センター職員の特殊勤務手当支給に関する条例に基づく。
	通勤手当	業務・会計年度任用職員	長浜市に準ずる。
	地域手当	業務職員	長浜市に準ずる。
	期末手当	業務職員	長浜市に準ずる。
	勤勉手当	業務職員	長浜市に準ずる。
福利厚生費	社会保険	健康保険	令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険料率(標準報酬月額を採用)
		厚生年金	
		介護保険	
		子ども・子育て拠出金	
		雇用保険	
		労働(労災)保険	
	被服費	冬作業服上下	湖北広域行政事務センター実績(1回/2年)
		夏作業服上下	湖北広域行政事務センター実績(1回/2年)
		帽子	湖北広域行政事務センター実績(1回/2年)
		雨具	湖北広域行政事務センター実績(1回/2年)
		長靴	湖北広域行政事務センター実績(1回/1年)
		水冷服	湖北広域行政事務センター実績(1回/4年)
		ゴム手袋	湖北広域行政事務センター実績(1回/1年)
		安全靴	湖北広域行政事務センター実績(1回/1年)
		防寒着	湖北広域行政事務センター実績(1回/4年)
		タオル	湖北広域行政事務センター実績(1回/1年)
		石鹼	湖北広域行政事務センター実績(1回/1年)
		軍手	湖北広域行政事務センター実績(1回/1年)
	健康診断費		全国健康保険協会滋賀支部の一般検診費用
	退職積立金	中小企業退職金共済	勤労者退職金共済機構
車両関係費	車両基礎価格	パッカー車	センター見積額
	標準使用年数	パッカー車	土木工事標準積算基準用建設機械経費に基づく(滋賀県)
	維持管理費	パッカー車	
	年間管理費	パッカー車	
	燃料費	軽油(店頭)	センター見積額
諸経費率			業務を実施するにあたって、その業務を管理するために必要な諸費用等
消費税率			10%